

公益財団法人砂原児童基金児童福祉向上のための助成金事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人砂原児童基金定款第4条に基づき、香川県内で児童福祉向上のために直接的な支援活動を行っている団体で、将来もこれを継続して行う意思を持つ団体への助成事業についてその細則を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「助成金」とは、当財団が当財団以外の者に対して交付するものをいう。

2 この要綱において「申請者」とは、助成事業を行う団体の代表者をいう。

(助成金交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、香川県内に活動拠点を置き児童福祉向上のために直接的な支援活動を行っている団体で、下記要件に適合するものとする。

(1) 助成対象団体について

- ・自主的ボランティアグループ
 - ・NPO法人等非営利で香川県内にて児童福祉向上のために活動している団体
 - ・小地域にて児童福祉向上のために活動している任意団体(自治会などの部門も含む)
 - ・原則として公の補助を受けていないもの
 - ・団体設立後2年を経過しており、当該事業分野において1年以上の活動実績を有していることを原則とする
- 但し設立直後であっても将来性のある場合は、この限りではない
- ・その他 当財団が適切と認めた団体

(2) 助成対象事業について

香川県内で行う事業であり、児童福祉向上(主に生活困窮世帯等の子ども達を対象とした生活習慣支援・多様な学びや体験の支援・地域との連携事業とする)のための事業であり、直接的な事業として効果大であると認められるもの(啓発活動、養成活動、一過的色彩の強い「イベント・行事」の開催のみの事業は原則として除外する)

(3) 事業活動の目的及び企画が明確で継続的に実施され原則として月1回以上活動していること

(4) 自己資金調達に努力していること

(5) 興業その他専ら営利、宣伝を目的としないこと

(6) 特定の政治又は宗教活動を目的としないこと

(7) 会計担当者を決めており、明確な会計経理を実施、報告すること

(募集及び応募手続き)

第4条 助成団体は当財団ホームページを通じて募集する。助成金の交付を受けようとする申請者は、代表者名で応募することとする。

- 2 助成金の交付を受けようとする申請者は、助成金交付申請書（第4-1号様式）、団体についての説明（第4-2号様式）、収支予算書（第4-3号様式）他募集要項に定められた必要書類を当財団事務局へ提出することとする。

(交付可否)

第5条 助成金の交付可否は、申請者のうちから当財団事務局の書類選考を経て、理事会の決議により決定する。

- 2 当財団事務局は第4条第2項により提出された助成金交付申請書等について審査（必要に応じて現地調査もしくはヒアリング）を行い、当該申請にかかる経費及び事業の目的と内容が助成金交付の対象として適正であるかどうか等を審議し、理事会に報告するものとする。
- 3 理事会は、前項の審議結果に基づき、助成対象者及び助成金額を決定する。
- 4 理事会で決定された事項に基づき、当財団事務局より申請者に助成金交付の可否及び助成金交付内定額を助成金交付内定通知書（第4-4号様式）又は助成対象事業不採択通知書（第4-5号様式）により通知する。
- 5 前項の規定により助成金交付内定通知書を受け取った申請者は、直ちに定められた誓約書（第4-6号様式）を当財団に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受領した日から7日以内に、文書をもって申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の内定は、なかったものとみなす。

(助成対象事業の遂行)

第7条 申請者は、助成金交付の内定内容及びこれに付した条件その他当財団の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成対象事業を行わなければならない。

(決定内容の変更等)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成対象事業計画変更・中止(廃止)承認申請書（第4-7号様式）により、あらかじめ当財団の承認を受け

なければならない。ただし、当財団が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成対象事業に要する予算の変更をするとき。
- (2) 助成対象事業の内容を変更するとき。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止するとき。

- 2 申請者は、当該助成対象事業に対する購入支払等が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は速やかに当財団に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成対象事業に対する支払い完了後1ヶ月以内に助成対象事業の支払完了等を記載した助成対象事業実施報告書（第4-8号様式）、収支決算書（第4-9号様式）に当財団が定める書類を添えて報告しなければならない。

(助成金額確定及び通知)

第10条 当財団は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付内定額の範囲内で交付額を決定し、助成金交付確定通知書（第4-10号様式）により申請者に通知する。

(助成金の請求)

第11条 申請者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して7日以内に助成金交付請求書（第4-11号様式）を当財団に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 当財団は、前条に規定する助成金交付請求書を受け取ったときは、申請者に対し助成金を交付する。

(交付内定及び確定の取消、中止、及び返還)

第13条 申請者が次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付内定及び確定を取消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 申請内容や実績報告に虚偽があることが判明したとき。
- (2) 活動の実施、継続が困難であると理事長が判断したとき。
- (3) 第9条に定める実績報告をしなかったとき。
- (4) 第14条に定める関係書類の整備をしていないことが判明したとき。

(関係書類の整備)

第14条 申請者は、助成対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該助成対象事業への支払いが完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

附則

1 この要綱は平成28年6月13日から施行する。